

新型コロナウイルス関連情報（４月２８日現在）

１ 喫連邦保健省によれば，２８日（火）１５時現在，新たにオーストリア国内で４７名の新型コロナウイルス（COVID-19）感染の確定症例及び２０名の死亡事例が報告されました。これでオーストリアにおける確定症例は１５，２８６名（内死亡数：５６９名，治癒数：１２，５８０名）となります。

国内発生状況（州：累計確定症例数（前日比））

- ・チロル州 : 3,494名（＋10）（内死亡103名，治癒3,070名）
- ・ニーダーエーステライヒ州 : 2,577名（＋4）（内死亡92名，治癒2,101名）
- ・ウィーン市（州） : 2,399名（＋19）（内死亡127名，治癒1,781名）
- ・オーバーエーステライヒ州 : 2,251名（＋3）（内死亡53名，治癒2,040名）
- ・シュタイアーマルク州 : 1,751名（＋6）（内死亡123名，治癒1,117名）
- ・ザルツブルク州 : 1,214名（＋0）（内死亡34名，治癒1,078名）
- ・フォアアールベルク州 : 869名（＋1）（内死亡15名，治癒779名）
- ・ケルンテン州 : 410名（＋3）（内死亡12名，治癒372名）
- ・ブルゲンラント州 : 321名（＋1）（内死亡10名，治癒242名）

（当館注：ウィーン市で14名，チロル州，シュタイアーマルク州で各2名，ザルツブルク州，ブルゲンラント州で各1名の死亡数が新たに計上され，合計569名となりました。）

２ ２８日，アンショバー保健相，ネーハマー内相，ケスティンガー観光相及びシュランベック経済相は共同で記者会見を開き，外出規制の緩和等，新型コロナウイルスに係る更なる規制緩和について発表を行いました。発表内容の概要は以下のとおりです。

(1) アンショーパー保健相は、これまでの感染抑止策によりここ一週間の新規感染者数が二桁にとどまっており、ウイルスの基本再生産数等の数値も良好であるため、規制緩和の継続が可能であるとして、3月16日から継続し30日まで予定されている外出規制措置を延長せず、より緩やかな規制に移行する旨発表しました。現在の規制は30日24時に終了し、5月1日からは、同居人以外の者との1メートルの距離を確保すれば外出が可能となります。また、新たな規制は6月末までの期間実施されます。なお、マスクの着用義務のさらなる拡大は予定されていませんが、屋内の観光施設等では着用が求められることになる見込みです。

(2) ネーハマー内相は、同期間では10人までの集会が可能となり、葬儀の場合には30人までの参加が可能となる旨発表しました（当館注：これまでは近親の家族のみで許可されていました）。

(3) ケスティンガー観光相は、宿泊施設は5月29日から再開が可能となる旨、観光施設やプール等の余暇施設も同様に同月29日に再開が許可（ただし、他人との1メートルの確保が条件）、また野外動物園は同月15日に再開が許可される旨発表しました。

(4) 同観光相によれば、レストランは5月15日に営業を再開できるとのことです。ただし、1テーブルにつき大人4名（子供の同伴可）までの人数制限が課せられます。さらに、混雑を避けるため、客は事前に座席を予約する必要があります。他人との1メートルの確保はレストランにおいても適用されますが、同席者には適用されません。接客する従業員はマスクを着用する必要があります。

なお、レストランの営業可能時間は6時から23時までとなります。

(5) シュランベック経済相は、営業を再開した店舗において客1人につき20㎡の空間を確保するよう定める規則について、5月1日からは客1人につき10㎡に緩和する旨発表しました。

3 ANAのウィーンー羽田直行便の運休期間は5月31日(日)まで延長されましたが、引き続き以下の曜日にフランクフルト経由で同日乗り継ぎが可能とのことです。

・羽田ーフランクフルトーウィーン(月・木・土)

羽田 00:10 発(NH203 便)ーフランクフルト 05:20 着

フランクフルト 08:30 発(LH1234 便)ーウィーン 09:50 着

・ウィーンーフランクフルトー羽田(火・金・日)

ウィーン 10:35 発(LH1235 便)ーフランクフルト 12:00 着

フランクフルト 13:30 発(NH204 便)ー羽田 07:55+1 着(5月17日(日)まで)

フランクフルト 13:35 発(NH204 便)ー羽田 08:00+1 着(5月19日(火)以降5月31日(日)まで)

(最新の運航情報につきましては、各社ホームページにてご確認ください。)

4 新型コロナウイルスは風邪と同様に、せきやくしゃみなどの飛沫で感染するとされていますので、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染症対策に努めてください。

なお、オーストリア保健・栄養安全機関(AGES)は、新型コロナウイルスへの感染の疑いがない人については通常の石鹸で十分であると強調し、消毒液は医療目的で消毒が必要な人・機関により使用されるべきであるとしています。

参考：コロナウイルス感染予防措置

・定期的に、約30秒間石鹸で手洗いをする

- ・顔（特に口，目，鼻）を指で触らない
- ・握手と抱擁を避ける
- ・鼻をかむ際，咳をする際は使い捨てティッシュに行くか，腕で口・鼻を覆って行う。ハンカチを使う場合は使用した後で捨てる。

【参考】

■ オーストリア保健省

○新型コロナウイルス情報（独語）

[https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-\(2019-nCov\).html](https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-(2019-nCov).html)

○新型コロナウイルス・ホットライン（独語・英語）

Infoline Coronavirus: 0800 555 621（月一金，9:00-17:00）

ウェブサイト：<https://www.ages.at/themen/krankheitserreger/coronavirus/>

■ 日本厚生労働省

○新型コロナウイルス関連情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○新型コロナウイルスに関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_ga_00001.html

■ 世界保健機関（WHO）

○ウェブサイト：<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

（問い合わせ先）

○在オーストリア日本国大使館

住所：Hessgasse 6, 1010 Vienna, Austria

電話：（市外局番 0 1） 5 3 1 9 2 0

Fax: (市外局番01) 5320590

ホームページ: https://www.at.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html